

業 務 説 明 資 料

1 件 名

青葉区樹林地安全管理・育成業務委託

2 履行期限

令和8年3月31日まで

3 履行場所(詳細は別紙図面参照)

(1) 寺家ふるさとの森	124,000 m ²
(2) 榎が丘緑地	1,900 m ²
(3) 恩田緑地	1,500 m ²
(4) 恩田町九郎治谷緑地	3,400 m ²
(5) 鉄町富士塚台特別緑地保全地区	7,700 m ²
(6) 寺家町居谷戸特別緑地保全地区	500 m ²
(7) 恩田町特別緑地保全地区	1,700 m ²
(8) 元石川町平崎特別緑地保全地区	5,300 m ²
(9) 恩田東部特別緑地保全地区	7,500 m ²

4 業務目的

横浜市では、横浜みどりアップ計画の取組の一つとして、防災・減災、生物多様性の保全、快適性の確保、良好な景観形成など、樹林地に期待される多様な機能が発揮できるように、利用者や樹林地周辺の安全に最大限配慮し、愛護会や森づくりボランティア、企業等様々な主体と連携しながら、良好な森づくりを進めています。

本業務は青葉区内にある樹林地の安全確保を旨とし、業務対象緑地の植生や地形の状況、目標植生や配慮事項を踏まえながら、複数年にわたって作業を継続的に実施するメリットを最大限生かし、計画的に安全かつ良好な樹林地の維持管理を行うことを目的とします。

5 本業務の特徴・要求する事項

上記の業務目的を実現するにあたっての、本業務の考え方と本市が受託者に求める事項を以下に示します。本業務を行うためには、現場責任者だけでなく、作業員一人ひとりの高い技術力と、現場の状況に合わせた作業を行うための判断能力が求められます。以下の考え方を踏まえた業務実施体制・実施方法を検討し、業務目的である『安全かつ良好な樹林地の維持管理』をより効果的・効率的に実践できるよう提案してください。

(1) 予防的な安全管理の実施

- ・横浜市内に残された樹林地の多くが住宅地や道路などに接することから、維持管理においては安全性の確保が最優先の事項となります。
- ・樹林地としての安全性を確保するため、定期的な点検を樹林地の外周全体と園路際において厳格に行ってください。点検内容は、横浜市が契約後に示す『樹林地点検マニュアル』に従うこととしますが、より隣接住宅や道路の安全が確保されるような点検の実施方法について検討し、実践してください。（点検が実施しにくい箇所における専門機器・IT技術を活用した効率的な点検手法など、従来の維持管理業務と異なる視点での提案も積極的に行ってください。）
- ・近年多発している倒木・落枝事故を鑑み、隣接する家屋などの民地の施設や、園路や道路などに影響が及ぶ範囲にある危険木については、確実に点検で発見できる体制と技術レベルが要求されています。合わせて、危険木処理が安全に、確実にできる技術と体制を確保の上、業務に臨んでください。
- ・点検の結果に基づき、枯枝剪定、枯木伐採といった日常の管理作業を迅速に行ってください。また、隣接住宅や道路等の安全上のリスクを低減するため、過度に成長し倒木等の恐れのある樹木（過高木）の剪定・伐採（萌芽更新含む）を予防的かつ適切に行ってください。
- ・本市の樹林地はがけを多く抱えているため、土砂災害を未然に防ぐためにがけ（法面）の調査・点検を詳細に行う必要があります。監督員と協議のうえ、法面調査対象箇所を決定し、法面形状・既存構造物等について調査を実施してください。調査結果をまとめた法面のカルテを作成し、安定性に関する評価を監督員と行ったうえで、その後の防災工事等を含めた現地対応に生かせる資料としてください。
- ・以上のとおり、対象地の課題を洗い出したうえで、外周点検の具体的方法、点検に基づく危険樹木の予防的管理方法、法面調査結果を反映した維持管理方法について整理した樹林地外周部の安全管理計画を策定し、監督員の承認のうえ実行してください。本計画は、現地の状況の変化により随時更新することとします。
- ・法面について、法面調査時や、その後の点検時、災害時等に、土砂崩れが生じているなどの不具合を発見した場合は、監督員に確認のうえ、現地にて応急処置（立入禁止措置の実施、倒木の撤去等）を実施してください。応急処置後の本格復旧等の対応については、原則として本市が別途行うこととしますが、監督員と本格復旧に向けた状況を適宜共有し、その後の維持管理作業に反映してください。

(2) 複数樹林地の包括的な管理

- ・本業務では、青葉区内の複数の樹林地について、包括的な維持管理を行います。各樹林地の状況や作業内容に応じて、優先度をつけて計画的に作業を行ってください。
- ・住宅地に隣接した外周部の草刈りや清掃など、同時期（年1回の場合は8月頃、年2回の場合は6～7月頃と10～11月頃を目安とします。）に並行して複数樹林地での作業が求められることから、全体を統括して状況を把握する体制づくりを行ってください。なお、詳細は監督員と別途協議してください。

- ・事故や気象災害が発生、あるいは発生が予測される場合に、即時に状況を把握して監督員と密に連絡をとりながら応急措置を講じることのできる管理体制を構築してください。大雨や台風後には、複数樹林地において被害が想定されることから、複数の班を編成して業務対象の樹林地の被害状況の把握や簡単な応急対応を行っていただきます。平常時から、業務対象の樹林地の状況を各班が把握してください。
- ・災害時に監督員から緊急出動の指示を受けたときは、1時間程度を目安に現場に到達し、監督員等に状況を連絡するとともに、対応について協議してください。また、対象地において気象庁の発表する土砂災害警戒情報が出された場合は、監督員の指示を待たず点検を行ってください。点検のタイミングは、事前に監督員と協議してください。

(3) 複数年作業による効果的かつ順応的な管理の実施

- ・本業務は複数年による継続した維持管理作業を想定しています。このメリットを生かして効率的かつ効果的な作業工程を組んだうえで、作業を実施してください。なお、作業工程は現地の状況を踏まえて柔軟に修正し、運用してください。
- ・各対象地では、安全性の確保のほか樹林地の特性に応じて、景観の形成、快適性の確保、生物多様性の保全等、樹林地の多様な機能が発揮できるような管理を行ってください。
- ・作業前に、『横浜市森づくりガイドライン』や、『樹林地地域計画』、各対象地の『保全管理計画』を参考に、各対象地の長期的視点(3年程度)での樹林地育成計画案を作成し、監督員と協議したうえで作業を進めてください。これにあたり、必要な箇所においては動植物調査等を実施して報告書を作成、計画を適宜追加・修正してください。
- ・樹林地に手を入れることでその姿は刻々と変化していきます。作業の結果・効果を逐次検証し、必要に応じて当初の作業計画を修正しながら次の管理作業に繋げるといった順応的な管理を行ってください。
- ・特に一般利用者のいる市民の森は、都市の中にある貴重な緑地を身近に感じられる場所です。その効果を十分に発揮できるような管理を実践してください。
- ・複数年間同一業者が現地に入るメリットを生かして、近隣住民や利用者に積極的に声掛けを行って要望内容のフォロー等を行い、樹林地を身近に感じ保全についてのご理解をいただけるような、安全で良好な樹林地管理を行ってください。

6 業務概要

以下に各対象地の作業概要を記載します。記載の作業内容はあくまで目安であり、必要に応じて、監督員と協議の上、作業内容及び作業数量の変更を行ってください。

(1) 寺家ふるさとの森

ア 対象面積 124,000 m²

- イ 種類 市民の森
- ウ 主な業務内容
- ・隣接住宅地や利用者への安全管理に配慮した樹林地管理
- エ 数量関係
- ・草刈：約 7,000 m²/回 1～3 回程度/年
 - ・剪定：支障枝等を随時
 - ・伐採：危険木等を随時
 - ・巡視点検（定期）：3 回程度/年
 - ・巡視点検（臨時）：随時
 - ・応急対応：随時
 - ・法面調査：必要に応じて実施する
 - ・動植物調査：必要に応じて実施する
 - ・その他
- オ 配慮事項：別紙参照

(2) 榎が丘緑地

- ア 対象面積 1,900 m²
- イ 種類 市有緑地
- ウ 主な業務内容
- ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理
- エ 数量関係
- ・草刈 約 1,300 m²/回 2 回程度/年
 - ・剪定：支障枝等を随時
 - ・伐採：危険木等を随時
 - ・巡視点検（定期）：3 回程度/年
 - ・巡視点検（臨時）：随時
 - ・応急対応：随時
 - ・法面調査：必要に応じて実施する
 - ・その他
- オ 配慮事項：別紙参照

(3) 恩田緑地

- ア 対象面積 1,500 m²
- イ 種類 市有緑地
- ウ 主な業務内容
- ・隣接住宅地や利用者への安全管理に配慮した樹林地管理
- エ 数量関係
- ・草刈 約 1,500 m²/回 1 回程度/年

- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木等を随時
- ・巡視点検（定期）：3回程度／年
- ・巡視点検（臨時）：随時
- ・応急対応：随時
- ・法面調査：必要に応じて実施する
- ・動植物調査：必要に応じて実施する
- ・その他

オ 配慮事項：別紙参照

(4) 恩田町九郎治谷緑地

ア 対象面積 3,400 m²

イ 種類 市有緑地

ウ 主な業務内容

- ・隣接地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈 約 3,300 m²／回 2回程度／年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木等を随時
- ・刈込：植栽等を2回程度／年
- ・巡視点検（定期）：3回程度／年
- ・巡視点検（臨時）：随時
- ・応急対応：随時
- ・法面調査：必要に応じて実施する
- ・その他

オ 配慮事項：別紙参照

(5) 鉄町富士塚台特別緑地保全地区

ア 対象面積 7,700 m²

イ 種類 市有緑地

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈 約 1,000 m²／回 2回程度／年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木等を随時
- ・巡視点検（定期）：3回程度／年
- ・巡視点検（臨時）：随時

- ・応急対応：随時
- ・法面調査：必要に応じて実施する
- ・その他

オ 配慮事項：別紙参照

(6) 寺家町居谷戸特別緑地保全地区

ア 対象面積 500 m²

イ 種類 市有緑地

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈 約 500 m²/回 1～2 回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木等を随時
- ・巡視点検(定期)：3 回程度/年
- ・巡視点検(臨時)：随時
- ・応急対応：随時
- ・法面調査：必要に応じて実施する
- ・その他

オ 配慮事項：別紙参照

(7) 恩田町特別緑地保全地区

ア 対象面積 1,700 m²

イ 種類 市有緑地

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈 約 300 m²/回 1～2 回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木等を随時
- ・巡視点検(定期)：3 回程度/年
- ・巡視点検(臨時)：随時
- ・応急対応：随時
- ・法面調査：必要に応じて実施する
- ・その他

オ 配慮事項：別紙参照

(8) 元石川町平崎特別緑地保全地区

※ 令和7年度引継ぎ予定（管理作業開始は同時期を想定）

- ア 対象面積 5,300 m²
- イ 種類 市有緑地
- ウ 主な業務内容
 - ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理
- エ 数量関係
 - ・草刈 約 1,500 m²/回 1～2 回程度/年
 - ・剪定：支障枝等を随時
 - ・伐採：危険木等を随時
 - ・巡視点検(定期)：3 回程度/年
 - ・巡視点検(臨時)：随時
 - ・応急対応：随時
 - ・法面調査：必要に応じて実施する
 - ・その他：側溝清掃 120m程度 ほか
- オ 配慮事項：別紙参照

(9) 恩田東部特別緑地保全地区

※ 令和7年度引継ぎ予定（管理作業開始は同時期を想定）

- ア 対象面積 7,500 m²
- イ 種類 市有緑地
- ウ 主な業務内容
 - ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理
- エ 数量関係
 - ・草刈 約 1,700 m²/回 1～2 回程度/年
 - ・剪定：支障枝等を随時
 - ・伐採：危険木等を随時
 - ・巡視点検(定期)：3 回程度/年
 - ・巡視点検(臨時)：随時
 - ・応急対応：随時
 - ・法面調査：必要に応じて実施する
 - ・その他：側溝清掃 200m程度 ほか
- オ 配慮事項：別紙参照

7 その他

- (1)業務の履行にあたっては、監督員と密な協議を行いながら進めてください。
- (2)現地作業を行うにあたっては、案内文の配布や看板の設置等、作業内容を近隣住民や地元町内会等に丁寧に周知したうえで行ってください。
- (3)本業務の対象地の施設管理者は『北部公園緑地事務所』です。

- (4) 本業務の履行にあたっては施設管理者に必要な手続きをとり、業務を履行すること。また道路を占有して作業を行う場合には、各所管の交通管理者(警察署)等に必要な手続きをとり、業務を履行してください。
- (5) 設計図書(仕様書類、業務説明資料)、および受託者が提出する本業務の提案資料に記載のない事項は、監督員と受託者が双方に協議し、決定します。
- (6) 本業務の複数年契約は、最長で3年間とします。ただし、業務の進捗・評価により2年目、3年目の契約を締結しない場合があります。
- (7) 本業務を進めるにあたって、安全性や樹林地の質の向上、それにかかる費用など、メリットデメリットに関する効果検証を年に1回程度行いながら進めてください。詳細な効果検証の進め方は、監督員と調整してください。

8 成果品

- (1) 本業務完了時の提出資料として、次に示す報告書を公園緑地等維持業務共通仕様書等に基づき、履行期限までに納入して下さい。
 - ・ 長期的視点(3年程度)でみた樹林地の育成計画案の資料
(動植物調査を実施した場合は、動植物管理計画を含んだ内容とする)
 - ・ 現場作業の記録及び技術的内容のとりまとめ
 - ・ 巡視点検報告書、法面調査報告書
 - ・ 効果検証に関するとりまとめ
 - ・ 研修等の記録
 - ・ 出来高数量表、業務日誌、記録写真など通常の維持管理業務において提出するべき資料
 - ・ その他監督員との協議により必要と求めたもの。
- (2) 成果品はすべて横浜市に帰属することとします。
- (3) 成果品の納入先はみどり環境局北部公園緑地事務所とします。
- (4) 体裁・部数
 - ・ 紙(ファイル綴じ) : 1部
 - ・ 電子データ(CD-RまたはDVD-R) : 1部
 - ・ その他詳細は監督員との協議による。

◆青葉区樹林地安全管理・育成業務委託 履行箇所一覧

箇所名	所在地	面積	市民利用の有無	樹林地の特性	配慮事項
寺家ふるさとの森	青葉区寺家町862ほか	124,000㎡	あり	・市民の森(外周柵一部あり) ・急傾斜地多い ・散策路、休憩所あり ・多様な植生及び開放水面を内包する。	・保安全管理計画(案)あり ・貴重種に配慮が必要 ・駐車スペースあり
榎が丘緑地	青葉区榎が丘町45	1,900㎡	なし	・非公開型樹林地(外周柵あり) ・一部急傾斜地あり ・一部集合住宅と隣接	・保安全管理計画なし ・隣接住宅あり ・駐車スペースなし
恩田緑地	青葉区恩田町1845ほか	1,500㎡	なし	・非公開型緑地(外周柵なし) ・ほぼ平坦(水田跡地)	・保安全管理計画なし ・貴重種に配慮が必要 ・駐車スペースなし
恩田町九郎治谷緑地	青葉区恩田町1708-1	3,400㎡	なし	・非公開型樹林地(外周柵なし) ・一部急傾斜地あり ・植林が多い ・墓地、畑地に接している	・保安全管理計画なし ・隣接墓地、畑地への樹木の越境 ・駐車スペースあり
鉄町富士塚台特別緑地保全地区	青葉区鉄町2354ほか	7,700㎡	なし	・非公開型樹林地(外周柵あり) ・一部急傾斜地あり ・一部竹林あり	・保安全管理計画なし ・隣接住宅あり ・駐車スペースあり
寺家町居谷戸特別緑地保全地区	青葉区寺家町689番1ほか	500㎡	なし	・非公開型樹林地(外周柵あり) ・一部急傾斜地あり	・保安全管理計画なし ・隣接住宅あり ・駐車スペースあり
恩田町特別緑地保全地区	青葉区恩田町1815番1	1,700㎡	なし	・非公開型樹林地(外周柵あり) ・崖地の一部にモルタル吹付工を実施済 ・竹が広がり、既存林が枯死しつつある	・保安全管理計画なし ・隣接住宅あり ・駐車スペースあり
元石川町平崎特別緑地保全地区	青葉区元石川町3696番3ほか	5,300㎡	なし	・非公開型樹林地(外周柵あり) ・樹林地下に戸建て住宅あり ・竹が広がり、既存林が枯死しつつある ・一部斜面に植生法柵工実施済 ・墓地に接している	・保安全管理計画なし ・隣接住宅あり ・隣接墓地、樹林地への樹木の越境 ・駐車スペースあり
恩田東部特別緑地保全地区	青葉区恩田町2609番1	7,500㎡	なし	・非公開型樹林地(外周柵あり) ・一部斜面に植生法柵工実施済 ・法尻に住宅が隣接する斜面林	・保安全管理計画なし ・隣接住宅あり ・駐車スペースあり



川崎市

川崎市

町田市

元石川町平崎特別緑地保全地区

鉄町富士塚台特別緑地保全地区

寺家町居谷戸特別緑地保全地区

寺家ふるさとの森

恩田東部特別緑地保全地区

恩田緑地

恩田町九郎治谷緑地

恩田町特別緑地保全地区

榎が丘緑地

案内図(青葉区)

